

## 不祥事防止委員会設置要項

平成 23 年 4 月 1 日

第 1 条 教職員の規範意識を高め、学校全体として不祥事の根絶に向け、教職員が主体的に不祥事防止に取り組むため、本校に校長を委員長とする不祥事防止委員会を設置する。

第 2 条 不祥事防止委員会は、校長、教頭、総括事務長、主幹教諭、生徒指導主事、保健主事等によって構成し、必要に応じその他の主任等が出席するものとする。

第 3 条 不祥事防止委員会の所掌事項は、不祥事防止及び危機管理に係る事項とする。

第 4 条 その他、必要な事項については、校長が定める。

この要項は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。